

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める件

平成 24 年 6 月 21 日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）が第 180 回通常国会において全会一致で可決成立した。

この法律は、原発事故による避難者には国の避難指示の有無にかかわらず、移動、住宅、就学、就業、移動先自治体による役務の提供を、また避難しない方にも、医療、就学、食の安全、放射線量の低減、保養を支援することを定めたものである。さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援も盛り込まれたものである。

しかし、本法律に基づき、具体的な支援施策等について政府が定めるべき「基本方針」はいまだ策定されていない状況である。

被災者一人ひとり、特に被災した子どもたちに対する具体的な支援施策の速やかな実施と充実が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、本法律に基づき、「基本方針」を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性のある具体的な支援策を早期に実施することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
原子力経済被害担当
環境大臣
復興大臣

様

仙台市議会議長 佐藤正昭